

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等  
.....(戦略政策情報推進本部ICT推進部企画課)..... 一
- 平成十四年東京都告示第四百四十四号(東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式)の一部改正.....(都市整備局市街地建築部建築企画課)..... 一
- 平成二十年東京都告示第四百四十五号(東京都建築基準法施行細則による建築設備概要書等)の一部改正.....(同)..... 一
- 都道の供用開始.....(建設局道路管理部路政課)..... 八
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定.....(建設局道路管理部監察指導課)..... 九
- 兼用工作物の管理に関する協議成立.....(建設局河川部指導調整課)..... 九
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定.....(港湾局港湾経営部経営課)..... 九
- 港湾施設の供用中止.....(同)..... 九
- 情報通信の技術を利用する方法により行う手続等..... 九
- 東京都固定資産評価審査委員会規程の一部改正..... 〇

### 規程(水)

#### 規程(下水)

- 東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 〇
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程..... 〇
- 東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程..... 三
- 東京都下水道局例規集取扱規程の一部を改正する規程..... 四
- 東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程..... 四
- 東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程..... 六
- 東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程..... 三
- 下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程..... 四
- 東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程..... 四

### 告示

- 東京都告示第三百六十六号  
知事の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年東京都規則第三百一号)第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年東京都条例第四百七十七号)を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

根拠となる条例等の名称	条項	電子化開始日	対象手続等
生活保護法施行細則(昭和四十二年東京都規則第五十三号)	第四条第一項及び第三項の三	令和三年三月三十一日	申請による保護の変更

#### ● 東京都告示第三百六十七号

平成十四年東京都告示第四百四十四号(東京都建築基準法施行細則による建築工事施工計画等に添付する書類の様式)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

様式二その一及び様式七その一中「氏名 印」を「氏名 印」に改め、「及び社印」を削る。

#### ● 東京都告示第三百六十八号

平成二十年東京都告示第四百四十五号(東京都建築基準法施行細則による建築設備概要書等)の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

第五号中「別記第五号」を「別記第七号」に改め、同号を第六号とする。



「記録」から「面して」や「面した部分に」「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める。

「記録」から「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める。

「記録」から「または」や「又は」に「設けられている。」や「設けられている(」に「わかる」や「分かる」に「撮ること。)」や「撮ること。)」に「合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。」

6	合併処理浄化槽、くみ取り便所の便槽が漏水していない。	写真・データ
7	駐車場にオイル阻集器を設ける場合、その構造が適	写真
8	厨房の排水設備にはグリース阻集器が設けられてい	写真

ない。

切である。

「支障ない」や「支障のない」に「規定の換気排気設備」や「排気設備」に「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める。

「記録」から「梁」や「梁」に「支障ない」や「支障がない」に「支障がない」や「支障がない」に「は作成してある」や「が作成してある」に「日本工業規格」や「日本産業規格」に定める。回線」の二つをその三を次のように定める。

その2

確認事項	添付書類
1 地盤は、沈下、陥没等がなく、排水も問題ない。	
2 基礎は、基礎コンクリートに部分的なき裂、破損がない。	
3 構造物・構造体・支柱・梁・舞台等はさび、腐食破損等がない。	写真・データ
4 基礎・構造体は、安全上支障がなく施工されている。	
1 軌条、走路、水路にさび、腐食、緩み等が認められない。	
2 支持部材等にさび、腐食、緩み等が認められない。	
1 電動機、制動機の取付状況は支障がない。	
2 軸継手の取付状況は支障がない。	
3 軸継手は異音振動等が認められない。	
4 減速機の取付状況は支障がない。	
5 減速機は異音振動等が認められない。	
6 伝動装置の取付状況は支障がない。	
7 伝動装置は異音振動等が認められない。	
8 軸及び軸受装置の取付状況は支障がない。	
9 軸及び軸受装置は磨耗、振動等が認められない。	
10 駆動用歯車装置の取付状況、振動等が問題ない。	
11 駆動車輪装置の取付け等が問題ない。	
1 巻上装置の取付け、動作に問題ない。	
2 緊張装置の取付けが問題ない。	
3 主索(鋼)に変形、錆等が認められない。	
4 主索(鋼)端部の取付け等が問題ない。	
5 つり合おりの取付状況に問題がない。	
1 非常止め装置の取付状況、動作等は支障がない。	
2 緩衝装置の取付状況、動作等は支障がない。	
3 乗物逆行防止装置、乗物急降下防止装置の取付状況、動作等は支障がない。	
4 制動装置の取付状況、動作等は支障がない。	
5 速度制御装置の取付け、動作等は支障がない。	
6 追突防止装置の取付状況、動作等は支障がない。	
7 水位検出装置の取付状況、動作等は支障がない。	

ワオスターライントを除く

安全装置

(日本産業規格A列4番)

その3

1	客席部分の取付状況等に支障がない。	
2	客席部分における側壁等、施錠戸の取付け等に支障がない。	
3	客席部分におけるシートベルト等の取付け等に支障がない。	
4	客席部分における手すり等の取付け等に支障がない。	
5	客席部分を固定する設備の取付状況に支障がない。	
6	令和2年国土交通省告示第252号に基づき、乗客の手足と周辺の障害物が接触しない。又は、接触しても負傷しないように対策が行われている。	
7	台車・車輪装置の取付状況等に支障がない。	
8	乗物引上金具・車間連結器等の取付状況等に支障がない。	
1	油圧装置・空圧装置・揚水装置の取付状況等に支障がない。	
2	油圧装置・空圧装置・揚水装置からの漏れ、さび、異音等がない。	
3	油圧装置・空圧装置・揚水装置の運転状況は良好である。	
4	安全弁の作動、油温保持の状況に支障がない。	
5	揚水ポンプの電動機の作動試験は適切である。	データ
6	ブクチュエーター（離脱防止装置）の取付状況等に支障がない。	
7	配管は漏れ、腐食がなく取付状況に支障がない。	
8	機器及び計器類は正常に作動する。	
1	受電盤、制御盤、操作盤等の取付状況に支障はなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
2	避雷設備の取付状況等に支障がない。	写真・データ
3	配電線、給電線、照明電飾等の取付状況等に支障がなく、接地抵抗値は適切である。	データ
4	リミットスイッチ、センサーの取付状況、動作等を確認し、支障がない。	
1	乗降場・点検用歩廊等の取付状況等に支障がない。	
2	安全柵、整理柵の取付状況等に支障がない。	
3	運転室は見通しが良い場所があり、乗降を監視できる。	
4	運転開始、終了を知らせる装置があり、正常に作動する。	
5	客席又は乗場において、定員、注意事項等の掲示が分かりやすい場所にある。	
6	非常救出装置の動作が正常に働く。	
7	負荷試験は適切である。	データ
8	運行管理規程は作成してある。	

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

(日本産業規格A列4番)

別記第五号を別記第七号とする。

別記第四号その一中

昇降機

を「エレベーター」及び「取付け状況」

を「取付状況」及び「が無く」や「がなく」及び「規定通り」や「規定どおり」及び「日本工業規格」や「日本産業規格」に代る。同様式その二を次のように代る。

その2

油圧ポンプ	1	電動機の空転防止装置の作動及び作動時間は適切である。	データ
	2	油圧パワーステアリングの取付状況、動作等に問題がない。	
	3	安全弁、逆止弁、油温保持装置の作動は適切である。	データ
エレベーター	4	圧力配管には圧力計を設けている。	
	5	フランジヤ、フランジヤーストップペ、シリンダーの取付状況に問題がない。	
	1	建築材料は規定の材料が使用されている。	
その他	2	管前運転の作動は適切である。	
	3	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ
	1	電動機、駆動機、ブレーキ、踏段駆動装置、手すり駆動装置等の取付状況、動作等に問題がない。	
機械等	2	受電盤、制御盤等の取付状況に問題がなく、絶縁抵抗値は適切である。	データ
	3	駆動鎖安全スイッチ、踏段鎖安全スイッチ、非常停止スイッチ等の作動は適切である。	
	1	エスカレーターの構造、小法は規定どおりである。	
乗務・中閉部	2	手すり、踏段、くし板等の取付状況、動作等に問題がない。	
	3	非常停止スイッチ、昇・降駆動スイッチ、警報・運転休止スイッチ、スカートカードスイッチ、手すり入込スイッチ等の作動は適切である。	
	4	踏段とスカートカードのすき間の小法は適切である。	
その他	5	安全装置作動時の制動距離は適切である。	データ
	6	トラスのかかり代長さが適切である。	写真
	1	落下防止柵・網、三角部保護板等の取付状況に問題がない。	
その他	2	転落防止策、進入防止用仕切板及び誘導柵は適切に設置されている。	
	3	防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。	
	4	速度、荷重試験の数値は適切である。	データ

(注意) 確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。

(日本産業規格 A列 4番)

別記第四号を別記第六号とする。

別記第三号その一中 昇降機

を エレベーター 及び 「取付け状況」

を 「取付状況」 及び 「規定通り」 や 「規定どおり」 及び 「日本産業規格」 を 「日本産業規格」 及び 「回線」 の二つを次のように改める。

その2

油圧EV	1 電動機の空転防止装置の作動及び作動時間は適切である。 2 油圧パワーユニットの取付状況、動作等に問題がない。 3 安全弁、逆止弁、油温保持装置の作動は適切である。 4 圧力配管には圧力計を設けている。 5 フランジジャー、フランジジャーストップ、シリンダーの取付状況に問題がない。	データ データ
EV 非常用EV	1 予備電源による運転に問題がない。 2 かご呼び戻し装置の作動は適切である。 3 火消防・二次消防の運転及び速度は適切である。 4 避難経路図及び非常標識、表示灯の設置は適切である。	データ
その他	1 建築材料は規定の材料が使用されている。 2 管制運転の作動は適切である。 3 速度、荷重試験の数値は適切である。 1 電動機、駆動機、ブレーキ、踏段駆動装置、手すり駆動装置等の取付状況、動作等に問題がない。 2 受電盤、制御盤等の取付状況に問題がなく、絶縁抵抗値は適切である。 3 駆動機安全スイッチ、踏段機安全スイッチ、非常停止スイッチ等の作動は適切である。 1 エスカレーターの構造、寸法は規定どおりである。 2 手すり、踏段、くし板等の取付状況、動作等に問題がない。 3 非常停止スイッチ、昇・降駆動スイッチ、警報・運転停止スイッチ、スカートガードスイッチ、手すり入込口スイッチ等の作動は適切である。 4 踏段とスカートガードのすき間の寸法は適切である。 5 安全装置作動時の制動距離は適切である。 6 トラスのかかり代長さが適切である。	データ データ データ 写真
鳥居・田間部 エスカレーター	1 落下防止柵・網、三角部保護板等の取付状況に問題がない。 2 転落防止策、進入防止用仕切板及び誘導柵は適切に設置されている。 3 防火シャッター等との連動停止の作動は適切である。 4 速度、荷重試験の数値は適切である。	データ
その他	1 機械室・昇降路内には小荷物専用昇降機に必要な配管設備以外の給水、排水その他の配管設備が設置されていない。 2 電動機、制御器、巻上機、ブレーキ等の取付状況、動作等に問題がない。 3 受電盤、制御盤等の取付状況は支障がなく、絶縁抵抗値は適切である。 4 主索等は規定どおりで、取付状況に問題がない。	データ データ データ
小荷物専用昇降機 機械室・昇降路		

(日本産業規格A列4番)

別記第三号の三中 6 網車、そらせ車、つり車の取

付状況に問題がない。

5 ガイドレール、ブランチットの取付状況に問題がない。

6 網車、そらせ車、つり車の取付状況に問題がない。

「日本工業規格」

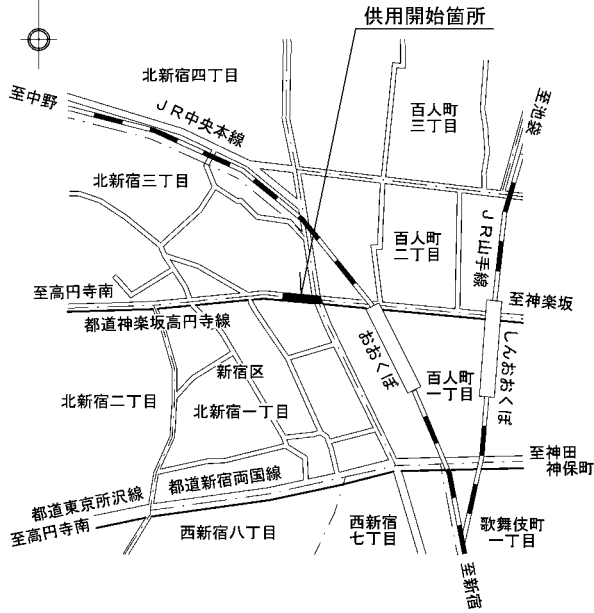
を「日本産業規格」に改め、同様式を別記第三号の二に

別記第二号の二次に次の二様式を加える。

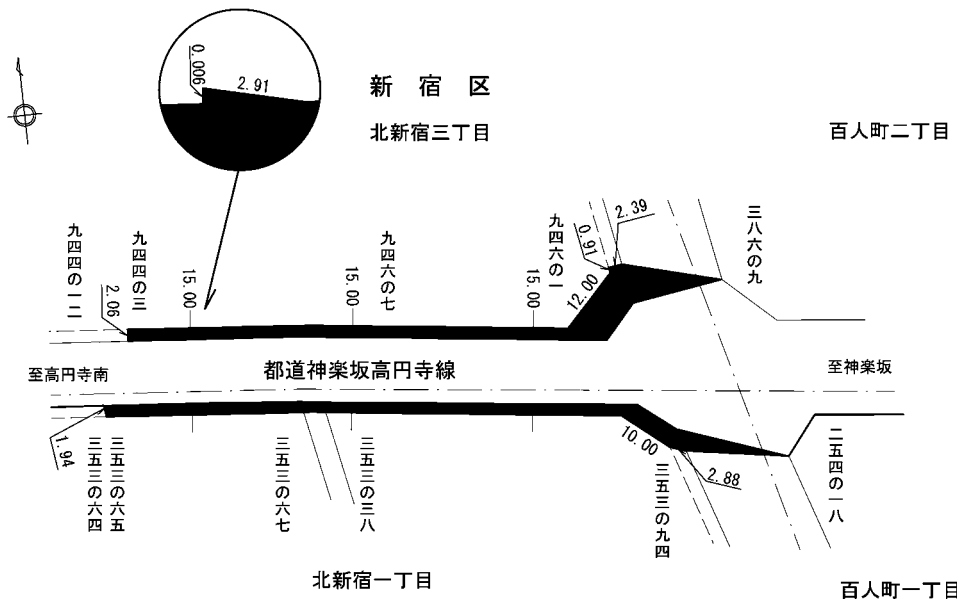


別図

都道神楽坂高円寺線供用開始略図  
新宿区百人町一丁目～北新宿一丁目



都道  
 特別区道  
 供用開始区域  
 延長 一・一八・四二メートル  
 面積 五二六・八〇平方メートル  
 計画線



附則  
 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。  
 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の東京都建築基準法施行細則による建築設備概要書等別記第一号から別記第五号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都告示第三百六十九号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和三年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和三年三月三十日  
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 神楽坂高円寺
- 二 供用開始の区間 新宿区百人町一丁目二百五十四番十八地先から同区北新宿一丁目三百五十三番六十四地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 令和三年三月三十日



●東京都告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

神楽坂高円寺

二 占用を制限する区間

新宿区百人町一丁目二百五十四番十八地先から同区北新宿一丁目三百五十三番六十四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年三月三十一日

●東京都告示第三百七十一号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十七条第一項の規定により堤防と公園施設との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和三年三月三十日から起算して二週間東京都建設局河川部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川の名称

荒川水系一級河川隅田川

二 河川管理施設の名称又は種類

堤防

三 河川管理施設の位置

荒川区西尾久三丁目千三百六番五地先から同区東尾久八丁目二千七百七十二番四地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 公園管理者 荒川区長 西川 太郎

住所 荒川区荒川二丁目二番三号

五 管理の内容

(一) 公園専用施設(修景施設その他の専ら公園の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設、改築、維持又は修繕

(二) 原則として公園専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

令和三年四月一日から公園施設の存続する日まで

●東京都告示第三百七十二号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第二項の規定により、令和三年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 港湾環境整備施設(施設の敷地を含む。)の建設又は改良の工事

二 前号に掲げる施設の維持の工事

三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

●東京都告示第三百七十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

令和三年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	名称	規模	所在地	期間
港湾	港湾旁	二一六・一二	中央区晴	令和三年四月一
労働	勤者晴	平方メートル	海五丁目	日から同年十一
者用	海客船	のうち二一三	七番一号	月三十日まで
厚生	ターミナル	・一二平方メ		
施設	ナル内	ートル		
休憩所				

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十七号

東京都教育委員会の所管する行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する規則（平成十六年東京都教育委員会規則第五十五号）第三条の規定により、東京都行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年東京都条例第四百四十七号）を適用し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり手続等の根拠となる条例等の名称、条項、電子化開始日及び対象手続等の名称を告示する。

令和三年三月三十日

東京都教育委員会

根拠となる 条例等の名 称	条項	電子化開始 日	対象手続等
教育職員免 許状に関する 規則（平 成元年東京 都教育委員 会規則第三 十七号）	第十七条第 一項第一号 第十七条第 一項第二号	令和三年三 月三十一日 同日	教育職員免 許状の書換 えの申請 教育職員免 許状の再交 付の申請

告 示 (固評審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第一号

東京都固定資産評価審査委員会規程（平成十一年東京都固定資産評価審査委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十日

東京都固定資産評価審査委員会

第一条中「この規定」を「この規程」に改める。  
第三条を次のように改める。

第三条 削除  
第九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。  
第十六条第二項中「固定資産評価員」を「条例第三百零八条第一項に規定する東京都固定資産評価員（以下「固定資産評価員」という。）」に改める。

第二十一条第五項中「審査申出人その他関係者」を「審査申出人、知事、固定資産評価員その他関係者（以下「審査申出人その他関係者」という。）」に改め、同条第七項中「し、提出者がこれに記名押印」を削る。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第六号

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都水道局長 浜 佳 葉 子

東京都水道局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

東京都水道局自家用電気工作物保安規程（平成七年水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十三 法定検査 使用前自主検査及び事業者検査をいう。

第七条第一号中「が指定する」を「による登録を受けた」に、同条第二号中「第二条第一項第十号の」を「第二条第一項第十七号に規定する」に、同条第三号中「基つき

自主検査」を「基つき、自主検査に関する基準（以下「自主検査基準」という。）」に改める。  
第九章中第三十二条を第三十三条とし、第二十七条から第三十一条までを一条ずつ繰り下げ、同章を第十章とする。  
第八章中第二十六条を第二十七条とし、同章を第九章とする。

第七章の次に次の一章を加える。

第八章 法定検査

（法定検査の実施）

第二十六条 法定検査は、統括電気主任技術者又はボイラ  
ー・タービン主任技術者が法第五十一条及び第五十五条に基づき実施する。

2 法定検査の実施に関する事項は、保安基準及び自主検査基準によるものとする。

3 統括電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、法定検査実施後、当該検査を実施した工作物について、所管官庁又は所管官庁による登録を受けた者が法令に基づいて行う審査を受けなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第七号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都水道局長 浜 佳 葉 子

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程  
東京都水道局財務規程（昭和三十五年水道局管理規程第

二十二号)の一部を次のように改正する。  
第五十五条に次の一項を加える。

6 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前渡金清算書に記載すべき事項が清算に関する決定文書に記載される場合には、当該決定文書を金銭出納員に提出することにより、前渡金清算書の作成を省略することができるものとする。この場合において、第二項の規定により前渡金清算書に添付するものとされている領収証、支払を証明する書類又は公共料金等前渡金支払調書は、当該決定文書に添付するものとする。

第五十七条第八項第一号中「支払い、受領印を徴する」を「支払う」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十八条第三項中「第五十五条第二項」の下に「及び第六項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、「前渡金清算書」とあるのは、「概算払金清算書」と読み替えるものとする。

第六十一条第二項第二号中「債権者から第五十条の三第一項に規定する支払金振込口座登録申請書による申出があった場合において」を「第五十条の二の規定により」に、「とき」を「場合」に改める。

第二百二十六条中「これに」の下に「署名又は」を加える。

第二百二十八条第一項第五号中「記名又は押印の」を「署名及び記名押印のいずれも」に、「記名若しくは押印又は」を「署名及び記名押印のいずれもないもの又は」に、「記名若しくは押印に」を「署名若しくは記名押印に」に改め、「記録が」を削る。

別記第四十八号様式の三及び第四十八号様式の四を次のように改める。

第48号様式の3(第55条関係)

前 渡 金 清 算 書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名

根拠となる決定 月 日 号

内 訳 請 求 額 円.....

清 算 額 円.....

差 引 額 円.....

支 出 科 目

上記のとおり清算します。

年 月 日

東京都水道局長 殿

前渡受者氏名

発 行 元

(日本産業規格A列4番)

第48号様式の4(第58条関係)

概 算 払 金 清 算 書

金額	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---

件 名

根拠となる決定 月 日 号

内 訳 請 求 額 円.....

清 算 額 円.....

差引返納額 円.....

支 出 科 目

上記のとおり清算します。

年 月 日

東京都水道局長 殿

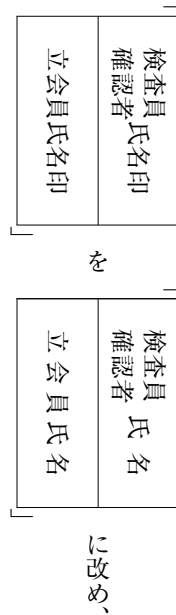
概算払金受者氏名

発 行 元

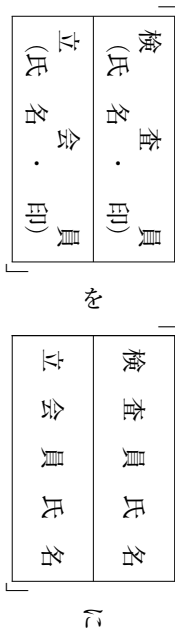
(日本産業規格A列4番)

別記第五十号様式から第五十号様式の三までの規定中「印」及び「印」を削る。

別記第九十四号様式中「競争入札」を「競争入札等」及び「氏名・印」を「氏名」に改め、「印」を削る。  
別記第九十八号様式中



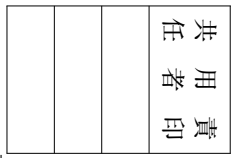
別記第九十八号様式の二中



改め、「印」を削る。

別記第九十八号様式の二中「履行期限」を「納入期限」及び「履行場所」を「納入場所」に改め、「印」及び「物品供給者氏名・印」を削る。

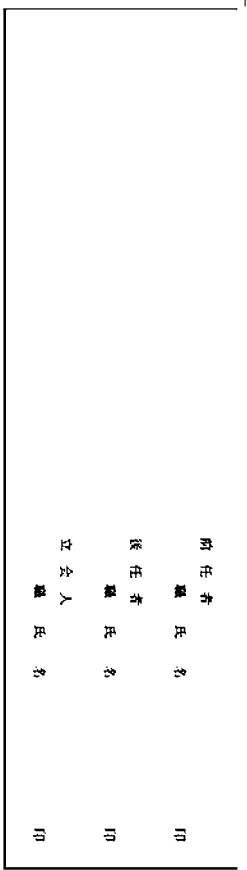
別記第九十四号様式中



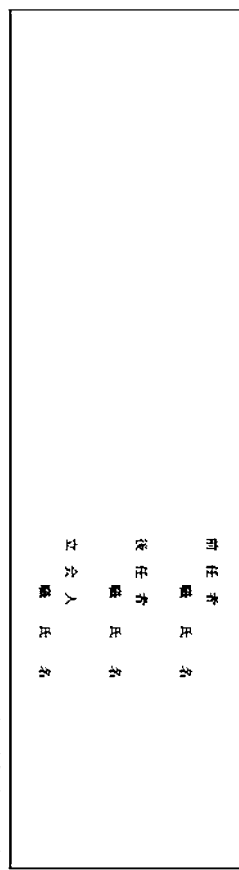
及び「及び共用責任者の押印」を削る。

別記第九十四号様式の二中「及び共用責任者の押印」を削る。

別記第九十九号様式中



注 この様式は、別記5号とする。



に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 この規定による改正後の東京都水道局財務規程(以下「改正後の規程」という。)第五十五条第六項、第五十八条第三項及び第六十一条第二項の規定並びに別記第四十八号様式の三及び第四十八号様式の四の規定は、令和三年度の事業年度から適用し、令和二年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第二百二十六条及び第二百二十八条の規定並びに別記第九十四号様式及び第九十八号様式から第

九十八号様式の三までの規定は、施行日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日以前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

4 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局財務規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都水道局管理規程第八号

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

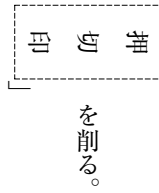
東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都水道局指定金融機関事務取扱規程（昭和三十六年水道局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「**三**」を削る。

別記第四号様式から第四号様式の六までの規定中



別記第五号様式中「**四**」及び



附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局指定金融機関事務取扱規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

### 規程（下水）

#### ●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局例規集取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局例規集取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局例規集取扱規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条の前の見出し及び同条を削る。

第五条に見出しとして「（編集、発行）」を付し、同条中「単行式」を削り、同条を第三条とし、第六条を第四条とする。

第七条中「、追録が作成された場合は、的確かつ速やかに加除して」を削り、同条を第五条とする。

第八条中「第九条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第六条とし、第九条を第七条とする。

別記様式第一頁の様式及び別記様式第二頁以降の様式を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

#### ●東京都下水道局管理規程第四号

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克夫

東京都下水道局契約事務規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務規程（昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第五号中「記名又は押印の」を「署名及び記名押印のいずれも」に、「記名若しくは押印又は」を「署名及び記名押印のいずれもないもの又は」に、「記名若しくは押印に相当する」を「署名若しくは記名押印に相当する」に改め、「記録が」を削る。

第二十三条中「電子入札案件にあつては、当該入札経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録」を「総合評価一般競争入札又は令第六百六十七条の十三において準用する令第六百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）の場合は、別記第二号様式の二」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件にあつては、同項に規定する入札経過調書を作成することに代えて、入札経過調書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成しなければならない。

第二十九条第三項中「令第六百六十七条の十三において準用する令第六百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を「総合評価指名競争入札」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。



別記第三号様式から別記第三号様式の四までの規定中「㊦」及び

課長	代理 課長	技	
----	----------	---	--

削る。  
別記第四号様式中「㊦」を「㊧」に改める。  
別記第四号様式の二中「㊦」を「㊧」に改める。

附則

1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二十三条、第二十九条及び別記第二号様式の改正規定並びに別記第二号様式の次に一様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都下水道局契約事務規程第十九条及び別記第三号様式から別記第四号様式の二までの規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

3 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局契約事務規程別記第三号様式から別記第四号様式の二までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第五号

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四号」を「第三号」に、「第五号」を「第四号」に改め、同項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条第四項中「前条第三項第一号又は第二号及び第三号」を「前条第三項第一号及び第二号」に改める。

第九条第三項中「第一号に掲げる書類を添付し、申請の際、第二号及び第三号」を「第一号及び第二号」に、「提示」を「添付」に改め、同項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別記第一号様式から第八号様式までを次のように改める。



別記  
第1号様式 (第4条関係)

東京都指定排水設備工事事業者指定申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の2第1項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の指定の申請をします。

事業所所在地					
フリガナ					
商号又は名称					
代表者氏名					
電話番号					
(メールアドレス)					
(ファクシミリ番号)					

事業所	法人所有・代表者所有・賃貸借 (該当するものを○で囲む。)
-----	----------------------------------

専任の排水設備工事責任技術者		
登録番号	氏名	住所

次の要件に該当しない旨の誓約

私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注：該当する事項の□にシ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入カ	収入確認
----	------

(日本産業規格A列4部)

第2号様式 (第4条関係)

東京都指定排水設備工事事業者指定更新申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の2第3項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の指定の更新の申請をします。

指定番号	第	号	
事業所所在地			
フリガナ			
商号又は名称			
代表者氏名			
電話番号			
(メールアドレス)			
(ファクシミリ番号)			

事業所	法人所有・代表者所有・賃貸借 (該当するものを○で囲む。)
-----	----------------------------------

専任の排水設備工事責任技術者		
登録番号	氏名	住所

次の要件に該当しない旨の誓約

私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注：該当する事項の□にシ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入カ	収入確認
----	------

(日本産業規格A列4部)

第3号様式（第5条関係）

東京都指定排水設備工事事業者証再交付申請書

東京都市水道局長 殿

年 月 日

東京都下水道条例第7条の4第2項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者証の再交付の申請をします。

再交付理由	
指定番号	第 号
事業所所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(フテクシミリ番号)	

添付書類	<input type="checkbox"/> 商業登記事項証明書 ※法人のみ <input type="checkbox"/> 事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書(写)
------	---

次の要件に該当しない旨の誓約

私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注：該当する事項の□に印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

発行	収入確認	
----	------	--

(日本産業規格A列4番)

第4号様式（第6条関係）

東京都指定排水設備工事事業者変更届

東京都市水道局長 殿

年 月 日

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第2項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の変更事項について、次のとおり届け出ます。

変更事項	事業所の商号又は名称 ・ 事業所の所在地 代表者の氏名 ・ 住居表示 ・ 電話番号										
旧											
新	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										

指定番号	第 号
事業所所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(フテクシミリ番号)	

添付・提示書類	東京都指定排水設備工事事業者証 その他必要書類
---------	----------------------------

次の要件に該当しない旨の誓約

私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

注1） 該当する変更事項を○で囲んでください。

注2） 「新」の郵便番号欄は、事業所の住所変更の場合のみ記入してください。

注3） 代表者の氏名変更の場合のみ該当する事項の□に印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

発行	入力	
----	----	--

(日本産業規格A列4番)

第5号様式(第6条関係)

排水設備工事責任技術者 専任 届

排水設備工事責任技術者 専任解除

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第2項の規定により、排水設備  
工事責任技術者の 専任・専任解除 を届け出ます。

住所	
氏名	
登録番号	排水設備工事責任技術者 第 号
指定番号	第 号
事業所所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(フアクシミリ番号)	

提示書類	雇用関係等を証明する書類(専任の届出の場合のみ)
------	--------------------------

※ この欄は、記入しないでください。

入 力

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第6条関係)

排水設備工事事業廃業届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第4項の規定により、排水設備工事業  
業の廃業を届け出ます。

指定番号	第 号
事業所所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(フアクシミリ番号)	

専任の排水設備工事責任技術者

登録番号	氏名	住所

添付書類 東京都指定排水設備工事事業者証

※ この欄は、記入しないでください。

入 力

(日本産業規格A列4番)

第6号様式の2（第6条関係）

排水設備工事事業者指定要件確認届

東京都下水道局長 殿

年 月 日

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第5項の規定により、東京都下水道条例第7条の3第2項第1号又は第2号に該当したことを届け出ます。

・精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。  
・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。

届出事由	
指定番号	第 号
事業所在地	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	
電話番号	
(メールアドレス)	
(フアクシミリ番号)	

※ この欄は、入力しないでください。

入力

(日本産業規格A列4番)

第7号様式（第9条関係）

排水設備工事責任技術者登録申請書

東京都下水道局長 殿

年 月 日

東京都下水道条例第7条の8第1項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の申請をします。

住所	
フリガナ	電話番号 ( )
氏名	
生年月日	年 月 日

提出書類 住所を証明する書類 登録資格を証明する書類

振替払込請求書兼受領証 貼付

次の要件に該当しない旨の誓約

私は、精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

個人情報提供に係る同意

私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□に印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

登録番号	排水設備工事責任技術者	号
入力	収入確認	

(日本産業規格A列4番)



別記第十一号様式中「㊦」を削る。  
別記第十四号様式及び第十五号様式を次のように改める。

第14号様式(第14条関係)

指定試験等機関指定申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

申請者の名称

主たる事務所の所在地

代表者 氏名

電話番号

(メールアドレス)

(ファクシミリ番号)

東京都下水道条例第7条の12の規定により、指定試験等機関の指定の申請をします。

(日本産業規格A列4番)

第15号様式(第15条関係)

指定試験等機関変更届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第15条第2項の規定により、指定試験等機関の変更事項について、次のとおり届け出ます。

変更事項	名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名・電話番号										
旧	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>										
新	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>										
事務所所在地											
名称											
代表者氏名											
電話番号											
(メールアドレス)											
(ファクシミリ番号)											

添付書類 定款及び法人登記事項証明書

注1 該当する届出事項を○で囲んでください。

注2 「新」の郵便番号欄は、事務所の所在地変更の場合のみ記入してください。

(日本産業規格A列4番)

附 則

- 1 この規程は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都指定排水設備工事事業者規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第六号

東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局水洗便所助成規程の一部を改正する規程

東京都下水道局水洗便所助成規程(昭和四十六年東京都下水道局管理規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「確認印」を「確認」に改め、「印」及び

〔注〕 申請者の氏名の記載を白署で行う場合は、押印を省略することができます。〕を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式の二中「あこ」を「宛」に改め、「㊦」

を削る。

別記第三号様式中「㊧」及び

〔注〕 申請者の氏名の記載を白署で行う場合は、押印を省略することができます。〕を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別記第二号様式中「㊨」を削る。

別記第三号様式中「あこ」を「宛」に改め、「㊨」を削る。

●東京都下水道局管理規程第七号

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程の一部を改正する規程

下水道法第十八条に規定する損傷負担金等の徴収等に関する規程（昭和五十一年東京都下水道局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

損傷事実調査書	所長	課長	課長代理
---------	----	----	------

損傷事実調査書
---------

改める。

を

に

下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。  
別記第一号様式表を次のように改める。

別記第四号様式及び第五号様式中「㊩」を削る。

別記第六号様式中「㊪」を削る。

別記第七号様式中「あこ」を「宛」に改め、「㊪」を削る。

この規程は、公布の日から施行する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程（昭和五十五年東京都

規程の一部を改正する規程

東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程（昭和五十五年東京都



第1号様式（第4条関係）

（表）

第	号	東京都下水道局滞納処分職員証	
写	真	東京都下水道局	職名 氏名
		年 月 日生	
<p>上記の者は、東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程(昭和55年東京都下水道局管理規程第16号)第3条の規定に基づく東京都下水道局滞納処分職員であることを証明します。</p>			
年 月 日		東京都公営企業管理者 下水道局長	

備考 この職員証の大きさは、おおむね縦6センチメートル 横9センチメートルとする。

別記第二号様式及び第三号様式中「㊦」を削る。  
附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)  
 郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号  
 113-0001

